

交	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			

交 企 第 1 4 8 号
(交 指)

令 和 7 年 7 月 4 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

特定小型原動機付自転車の総合的な交通安全対策の推進について

令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車の交通方法等の整備に関する規定が令和5年7月1日から施行され、約2年が経過したところであるが、この間特定小型原動機付自転車は手軽な移動手段として都心部を中心として普及が進展している一方で、依然として、歩道通行等の通行区分違反、信号無視等の違反が多く見られるほか、死亡事故も発生しており、交通ルールの一層の周知と取締りの徹底を図ることが極めて重要となっている。

また、このような特定小型原動機付自転車関連事故（以下「関連事故」という。）の状況を受け、「規制改革推進に関する答申」（令和7年5月28日第23回規制改革推進会議）において、警察において特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知・広報、取締りを強化するものとされた。

以上の特定小型原動機付自転車に関する現況を踏まえ、各所属にあつては、特定小型原動機付自転車の交通ルールの遵守徹底に向け、下記のとおり、関係機関等と緊密に連携しながら総合的な交通安全対策を推進されたい。

記

1 特定小型原動機付自転車の走行及び事故・違反の実態の的確な把握・分析

令和6年中の関連事故については、

- 飲酒運転事故の割合が自転車や一般原動機付自転車と比べて著しく高いこと
- 自転車関連事故と比較して対四輪事故の割合が低く、単独事故・対自転車事故・対歩行者事故の割合が高いこと
- 対歩行者事故では横断中の事故が半数以上を占めること

といった特徴が見られる。

関連事故の約7割が東京で発生している一方で、今後地方部にも普及が進展することが見込まれることから、各所属においては、管内でのシェアリング事業の展開状況や販売状況等の特定小型原動機付自転車の普及状況や走行実態を的確に把握するとともに、上記の全国的な事故の特徴も念頭に、管内の関連事故や違反の特徴の把握・分析に努めること。

2 交通事故抑止に資する指導取締りの徹底

特定小型原動機付自転車の運転者に対する指導取締りに関する基本的な方針については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項等について」（令和5年7月12日付け交指第26号）で示したとおり、交通事故抑止に資する指導取締りの強化について指示しているところである。

引き続き、各所属にあつては、1の分析結果を踏まえた重点的かつ効果的な指導取締りを強化すること。

3 シェアリング事業者等による安全対策の強化

シェアリング事業者、販売事業者等（以下「シェアリング事業者等」という。）による交通安全教育等については、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための交通安全教育の推進について」（令和5年7月7日付け交企第142号。以下「交通安全教育通達」という。）により、シェアリング事業者等に「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン（令和5年3月パーソナルモビリティ安全利用官民協議会）」の内容を踏まえた取組の実施を指導するよう指示したところであるが、特定小型原動機付自転車が関連する事故や違反の状況を踏まえ、管内のシェアリング事業者等に対し、利用者等に対する交通安全教育を一層強化するとともに、特に以下の安全対策を推進するよう働き掛けること。

(1) 対歩行者事故防止に重点をおいた利用者への交通ルールの周知

関連事故については、自転車関連事故と比較して対歩行者事故の割合が高く、その内訳を見ると横断中の事故が半数以上を占めることから、利用者への交通ルールの周知に関して、交差点、横断歩道等における安全確認を徹底すること、標識等で規制されている場合や歩行者が横断しているときは一時停止をすること、原則として車両用の信号を遵守することといった交通ルールの周知機会を拡充するなど、歩行者との接触による重大事故に発展するおそれのある違反の防止に重点を置いた内容の充実を働き掛けること。

(2) 実効的な飲酒運転対策

特定小型原動機付自転車の運転者に飲酒が認められる事故の割合が自転車及び一般原動機付自転車と比較して著しく高いことから、シェアリング事業者に対して夜間のポートの利用停止といった実効的な飲酒運転対策を働き掛けること。

(3) ヘルメットの着用促進

特定小型原動機付自転車の運転者のヘルメット着用率が著しく低いことから、

管内の販売状況に応じ、販売事業者に対して、ヘルメットと車体をセットで販売したり、これらをセットで購入した場合には値引きをしたりするなどして、購入者のヘルメットの着用促進の取組を働き掛けること。また、管内のシェアリング事業の展開状況に応じ、シェアリング事業者に対して、貸出拠点等においてヘルメットの貸出し及び返却をできるようにするなど、利用者のヘルメットの着用促進の取組を働き掛けること。

(4) 自治体等の関係機関等と連携した交通安全対策の推進

シェアリング事業者が、自治体等の関係機関による業務委託等を受けて特定小型原動機付自転車のシェアリング事業（自転車のシェアリングと併せて実施するものを含む。）を行っている地域も見られるところ、そのような動向を把握した場合には、当該関係機関と連携してシェアリング事業者に対して交通安全対策の強化を働き掛けること。

4 警察における交通ルールに関する広報啓発の強化

警察として特定小型原動機付自転車に係る交通ルールの広報啓発を実施するに当たっては、ウェブサイト、SNS等を併せて活用するなど、時代に即した効果的な情報の発信を行うよう、交通安全教育通達により指示したところであるが、1の分析結果を踏まえ、特定小型原動機付自転車の重大事故の防止につながる交通ルールが効果的に特定小型原動機付自転車の運転者や周囲の交通主体に対して周知されるよう、特定小型原動機付自転車の交通ルールに関する広報啓発を強化すること。

本件担当

交通企画課交通安全対策係

交通指導課指導取締係